

## 持続可能生存圏開拓診断（DASH）システム利用に関する留意事項

持続可能生存圏開拓診断システムの植物育成サブシステム（以下「DASH」と略記）を利用する際には、そこで実施される実験の性質に鑑み、以下の諸点を留意されたい。

### [利用申請]

- 1) DASH において組換え DNA 実験を行う場合については、当該実験実施に係る書類を、利用申請の際に提出すること。具体的には、京都大学組換え DNA 実験安全委員会に提出した「組換え DNA 実験申請書」及び「組換え DNA 実験計画書」のコピーをそれぞれ一通、利用申請書に同封すること。メールによる申請の場合は PDF を添付のこと。
- 2) 上の項目にある書類には、実験の際に利用する可能性のある遺伝子とその由来、ホスト、ベクター系など、関連する具体的な情報をすべて網羅するように記載してあること。その際、DASH においては、P2 レベルまでの実験が可能であることに留意すること。なお、上記の書類の記述については、軽微な変更以外は再度書類を提出すること。
- 3) 個々の利用に際して必要となる機器、例えば特殊な照明装置等については、DASH 内への持ち込み要望を利用申請書に明記すること。

### [植物の運搬]

- 4) 遺伝子組換え生物を使用した実験を DASH で行う場合には、実験植物を搬入する前に、「DASH 植物育成サブシステムへの遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託に関する情報提供書」を、DASH/FBAS 専門委員会に提出しておくこと。
- 5) 遺伝子組換え生物及び廃棄物を実験室区域外に運搬する場合には特に慎重を期すること。その際、容器または包装物の目立つところに「取扱注意」と朱文字で書いて運搬すること。ここでいう遺伝子組換え生物とは、大腸菌、酵母、植物の組換え体など、すべての組換え生物を包含するものとする。また廃棄物についても、これらの生物から生ずるすべてのものを指すものとする。
- 6) この他、遺伝子組換え生物の取り扱いにあたっては、「京都大学組換え DNA 実験安全管理規定」に定められているところに従うこと。その際、同規定第 20 条及び第 20 条の 2 に定められている書類の提出が必要な場合には、そのコピーを DASH/FBAS 専門委員会に提出すること。
- 7) 土の持込にあたっては、高圧蒸気滅菌処理したものを使用するなど、病害虫の発生を防ぐ措置をとること。

#### [施設使用]

- 8) DASH 内における実験においては、全国共同利用施設としての性質に鑑み、施設使用料はこれを徴収しない。ただし、このことは将来における課金の可能性を排除するものではない。

#### [研究成果]

- 9) 研究代表者は、研究期間終了後 30 日以内に研究成果報告を下記の電子メールアドレスに提出すること。なお、当該年度内に研究が終了せず次年度に継続する場合は、次年度の 4 月 30 日までに、成果報告の様式に準じて、中間成果概要を下記の電子メールアドレスに提出すること。

E-mail : 22DF@rish.kyoto-u.ac.jp

- 10) 共同研究に関わる論文や口頭発表を行う場合には、「京都大学生存圏研究所 (Research Institute for Sustainable Humanosphere, Kyoto University) ・ 京大大学生態学研究センター (Center for Ecological Research, Kyoto University) 持続可能生存圏開拓診断システム (System for Development and Assessment of Sustainable Humanosphere) を利用した旨、謝辞において言及すること。
- 11) DASH 共同利用研究に関わる論文を公表した場合、また研究成果により何らかの賞を受けた場合、ならびに研究の結果生じた発明に係り出願を行ったなどの場合、研究期間内、あるいはその後の別に関わらず、その旨を DASH/FBAS 専門委員会に報告のこと。

#### [「施設利用に関する同意書」]

- 12) DASH 内で実施される実験の性質上、温度異常、病気の発生など不慮の事故により、遺伝子組換え植物が枯死する等の状況が発生する可能性を排除できないことから、利用者においては、植物のバックアップをとるなど、貴重なクローンの逸失を防ぐ措置をとること。これに関しては、「施設利用に関する同意書」を採択決定通知と同時に当方より送付するので、署名又は捺印したものを提出すること。
- 13) 感染などのあった植物について、他の植物への感染を防ぐために処分することがあり得るが、これに関しても上掲項目にある「施設利用に関する同意書」を参照すること。
- 14) 研究期間は 1 年単位とするが、これは継続して利用することを妨げるものではない。

ただし、研究が終了した場合や継続利用申請が承認されなかった場合には、速やかに DASH 内の生物資料等を処分し、次の利用者の益に利すること。これに関しても上掲項目にある「施設利用に関する同意書」を参照されたい。

[違反への対応]

- 1 5) 上記の項目に関して、DASH 利用者に重大な違反があった場合、速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。調査の結果、違反が事実と認められた場合、DASH/FBAS 専門委員会委員長は、該当利用者に対して、施設利用の中止等、適切な措置をとるものとする。なお、その際、DASH 内で実施される組換え DNA 実験の性質上、違反が極めて重大な結果を及ぼす可能性を排除できないことから、各利用者においては、関連法令の定めるところを踏まえて研究を行うよう重々承知されたい。